

令和4年4月26日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：常磐開発株式会社
福島県いわき市常磐湯本町辰ノ口1番地
2. 指名停止措置期間：2ヵ月 令和4年4月22日～令和4年6月21日
3. 指名停止措置の範囲：中間貯蔵事業に係る案件
4. 事実概要
常磐開発株式会社元社員2名は昨年7月、福島県楢葉町発注のJヴィレッジ駅前交通広場トイレ建築工事の指名競争入札において、同町職員が漏洩した入札情報を基に落札したとして、令和4年3月8日、福島県警に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された。
5. 指名停止措置理由
上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第7号イ（競売入札妨害又は談合）に該当すると認められる。

「指名停止等措置要領」別表第2第7号イ

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。 イ 指定区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上 12ヵ月以内

以上